都道府県名	市区町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成三十一年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	平成三十二年三月三十一日	同右
石川県	金沢市	同右	
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	平成三十一年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右
兵庫県	姫路市 尼崎市	平成三十二年三月三十一日	同右
高知県	高知市	同右	同右
佐賀県	鳥栖市	平成三十一年三月三十一日	同右

○総務省告示第百号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成三十年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成三十年三月二十八日

総務大臣　野田　聖子

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	さいたま市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 朝霞市	平成三十二年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
東京都	八王子市 武蔵野市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	同右	同右
	多摩市 稲城市 あきる野市	同右	同右
岡山県	総社市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町	同右	同右
徳島県	板野郡松茂町 同郡北島町 同郡板野町	同右	同右
福岡県	行橋市 中間市	同右	同右